

Title	韓国におけるクーデターの失敗と成功の要因
Author(s)	宮本, 悟
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.55, 2013.3 : 274-291
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4677
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

韓国におけるクーデターの失敗と成功の要因

宮 本 悟

はじめに

一九四八年にそれぞれ独立を宣言した南北朝鮮は、軍事クーデターについて対照的な歴史を経てきた。朝鮮半島北部を事実的な統治領域とする朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）では、一度も軍事クーデターが起こったことがない。それに対して、朝鮮半島南部を事実的な統治領域とする韓国は、二度も軍事クーデターによって軍事政権（Military Junta）が成立した。⁽¹⁾近代化以降の北東アジア全体でも、軍事クーデターによって軍事政権が成立したのは韓国しかない。その意味では、韓国の政軍関係は、朝鮮半島のみならず、北東アジアでも希少な事例である。

クーデター発生に関して南北朝鮮が大きく異なる歴史を辿ってきた要因については、サミュエル・ハンチントンの研究から説明可能である。ハンチントンによると、軍部の政治介入の可能性を高める第一の要因は、軍隊にあるのではなく文民側にある。すなわち、政治制度が弱く、文民政府が分裂していれば、軍部が政治に介入する可能性が高まる。⁽²⁾韓国の事例でも、一九六一年五月一六日と一九七九年二月一二日に発生した軍事クーデターでは、発生以前に大規模デモや要人暗殺などで政府が混乱していた。ハンチントンの議論によると、一党独裁で強固な政府がある北朝鮮よりも、

大規模デモや要人暗殺などで政府が混乱することが多かった韓国は、軍部の政治介入が発生する可能性が高いといえる。^⑤

しかし、同じ韓国でも、政府が混乱していた時期のクーデター計画が未遂に終わったこともある。クーデター未遂で知られているのが、朝鮮戦争の最中である一九五二年五月二六日に発生した釜山政治波動である。釜山政治波動とは、当時、間選制であった大統領選挙を直選制にするために、臨時首都である釜山とその周辺に李承晩大統領が非常戒厳令を宣布し、国会議員を拘束した事件である。国会議員拘束は、国会のみならず、陸軍や米国の強い反発を招き、陸軍幹部がクーデターを計画した。しかし、計画は実行されなかった。どうして、クーデターは起きなかったのか。それは政治制度や文民政府の分裂だけでは説明しがたい。

ハンチントンの議論からは次のような疑問も提起できる。政治制度や文民政府の分裂が軍部の政治介入を招くのであれば、反対に軍部の分裂は軍部の政治介入を抑制するのではないだろうか。サミュエル・ファイナーは、軍隊の団結がなければクーデターに失敗すると論じている。^③この疑問は他の論者の指摘からも導かれる。アモス・パールマターやエリック・ノードリンガーは、^④軍人の団結意識が政治介入の可能性を高めることを指摘していた。反対に、軍隊が団結意識を持たず、分裂していれば、^⑤軍部の政治介入を抑制することも考えられる。

軍隊の分裂には、どのようなものが想定されるのか。ファイナーは、クーデターの成功のためには、軍隊内の勢力関係の均衡を計算する必要があるとも論じている。^⑥すなわち、軍隊内の勢力関係でクーデターが失敗することもありうるといえる。実際、軍隊が団結していなければ、^⑦政府に味方する軍隊の派閥が出てくる。政府の味方となった軍隊の派閥の一部は、クーデターを起こした軍人を挫折させることがある。^⑧

また、ハンチントンは、全体主義体制の軍隊においては、^⑨軍人を競合的な単位に分割して、軍部の政治介入を抑えていると論じている。実際には、全体主義体制に限らない。軍隊を分割する制度として一般的に知られているのは、軍隊

を陸軍と海軍、空軍に分割することである。また、社会主義国家にしばしば見られるコミッサール制も、軍隊を分割する制度といえる。

さらに、ハンチントン⁽¹⁰⁾やモリス・ジャンヴィツ⁽¹¹⁾は、全体主義体制では、支配政党の軍隊や特殊な軍隊を組織したり、独立した命令系統を持つ準軍事組織を設けたりして、軍隊に対抗することで軍部の政治介入を抑えていると論じている。これも必ずしも全体主義体制に限らない。様々な国家で準軍事組織は存在する。

以上の議論から、軍部の政治介入を抑制するものは「①軍隊内の派閥抗争」、「②軍隊を分割する制度」、「③軍隊に対抗できる組織」の存在が想定される。これらは、すなわち、軍隊の命令系統を分割しているともいえる。北朝鮮の政軍関係において、この三つの要因がクーデターを抑制していたことを明らかにした研究はある⁽¹²⁾。韓国の政軍関係でも、軍隊の命令系統の分割がクーデターを抑制していたことを明らかにしたい。

本稿では、韓国における三つの事例から、軍隊の命令系統の分割とクーデターの発生の関係を検討したい。韓国における三つの事例とは、一九五二年五月二六日の釜山政治波動と一九五一年五月一六日の朴正熙によるクーデター、一九七九年一月二二日の全斗煥によるクーデターである。釜山政治波動はクーデターの未遂事例であり、朴正熙によるクーデターと全斗煥によるクーデターは成功事例である。ただし、二つのクーデターは命令系統の分割において異なる事例である。これらの事例から、軍隊の命令系統の分割とクーデター発生の関係について明らかにしたい。

1. 韓国における軍隊の特徴

命令系統の分割の観点から韓国の正規軍である国軍（以下、韓国軍）の特徴について論じておきたい。韓国軍は、創

軍当時、出身別やイデオロギーの違いによる派閥抗争が絶えなかった。その抗争は、肅清などによって一九五〇年の朝鮮戦争までにかなり解消されてはいたが、一九六〇年代まで続いていた。また、一九六〇年代以降には、軍隊内に若手のエリート集団が形成されていた。そのため、韓国の政軍関係では、「①軍隊内の派閥抗争」に関して、派閥のみならず、様々な形を含めた軍隊内における勢力集団を検討する必要がある。

ただし、韓国軍には「②軍隊を分割する制度」に該当するものが見つからない。まず、軍種による軍隊の分割であるが、韓国軍では空軍や海軍に比べて、陸軍の権力がはるかに強いため競争的な分割になっていない。国防部長官（防衛大臣の相当）を補佐して陸海空軍を指揮する合同参謀部の議長は、二〇一二年六月までの三五名（三七代）のうち三四名（三六代）が陸軍大将である¹³。空軍や海軍では、陸軍を抑えることは難しい。韓国軍では政軍関係では、空軍と海軍の力を考慮する必要はないと考えられる。

また、北朝鮮の朝鮮人民軍のようにコミッサールは設けられていない。これはソ連や中国の影響がほとんどないためもあるが、米軍の反対によるものでもある。米軍はコミッサールどころかイデオロギー担当部署の設置にも反対した。一九四八年一月二九日に国防内部にイデオロギー教育担当の第二局（別名、政治局）が設置されたが、米軍事顧問団団長であるロバーツ（W. L. Roberts）准将は、軍部内に政治的任務を帯びた部署を創設するのはヒトラーや共産主義体制以外にはないとして反対し、第二局を閉鎖させた¹⁴。たとえ、韓国政府がコミッサールを設けようとしても、米軍の反対によって不可能であったであろう。そのため、韓国軍に関しては「②軍隊を分割する制度」を検討する必要はないと考えられる。

「③軍隊に対抗できる組織」については、韓国の場合には在韓国連軍（在韓米軍）も重要な役割を果たしている。なぜなら、韓国軍の作戦指揮権は、在韓国連軍司令官（現在は米韓連合同司令官）が行使することになっているからである。この制度は、朝鮮戦争の最中である一九五〇年七月一四日に李承晩大統領が国軍の作戦指揮権を国連軍司令官に移譲し

てから始まった。朴正熙のクーデターによって、国内問題に関しては国連軍司令官が指揮権を発動しないことになったが、少なくとも釜山政治波動と朴正熙のクーデターに関しては、在韓国連軍の動向も検討する必要がある。また、朴正熙政権では、中央情報部など、国軍とは性質が異なるが、武力組織が設けられることがあった。これらの組織も検討する必要がある。

したがって、韓国の政軍関係においては、「①軍隊内の派閥抗争」「③軍隊に対抗できる組織」を検討する必要がある。韓国の三つの事例においても、この二つの要因に注目して、軍隊の命令系統の分割とクーデター発生の関係について明らかにしたい。

2. 釜山政治波動におけるクーデター計画

釜山政治波動は、国会で選出される間選制の大統領と国会の対立に起因する。任期が間近に迫りながら、国会議員からの支持が低いために再任の可能性が少ない李承晩大統領は、一九五一年一月三〇日に国民投票による直選制大統領の改憲案を国会に提出したが、一九五二年一月一八日に否決された。反対に、四月一七日に国会議員一二三名（在職議員一七五名、全議員二一〇名）が議員内閣制に移行する改憲案を国会に提出すると、五月一四日に李承晩は再び直選制の改憲案を国会に提出した。五月二六日に国会で二つの改憲案の表決が行われる予定であったが、李承晩は五月二四日に翌二五日午前〇時から嶺南地区といわれる釜山一帯に臨時戒厳令を宣布し、戒厳司令官に総参謀長である李鍾賛を任命し、さらに嶺南地区戒厳司令官に憲兵司令官である元容徳を任命した。元容徳指揮下の憲兵部隊は、二五日に一名、二六日未明に四名の議員を連行した。さらに、二六日午前には登院する四五名の国会議員が搭乗しているバスを連行

し、議員をしばらく拘束し、その中で四名を逮捕した⁽¹⁶⁾。二六日の午後一時までに登院した議員は五六名に過ぎず、表決は行われなかった⁽¹⁶⁾。さらに、議員逮捕は続き、全員で一二名が逮捕された。

釜山政治波動によつて、大統領と陸軍幹部の間で対立が起きた。戒厳司令官でもある総参謀長の李鍾贊は、二六日に陸軍本部訓令第二一六号を発し、戒厳令実施地域内の各部隊に総参謀長の命令なく出動することを禁止した⁽¹⁷⁾。本来であれば憲兵部隊も総参謀長の指揮下にあるが、憲兵司令官でもある元容徳は嶺南地区戒厳司令官として憲兵部隊（二個中隊）を動員した。さらに、国防長官である申泰英が戒厳令に野戦部隊二個大隊を投入することを大邱にある陸軍本部に命令してきた。陸軍本部では五月二七日に参謀会議でこの命令を拒否することを決定し、李鍾贊は、作戦教育局次官である朴正熙が起草した陸軍本部訓令第二一七号を発令し、軍人が政治に関与せず、軍人の本分を全うすることを求めた⁽¹⁸⁾。

陸軍に命令を受け入れさせるために、五月二八日に李承晩は、大邱にいる李鍾贊を釜山に呼び、国連軍司令官であるジェームズ・ヴァン・フリート (James A. Van Fleet) と李承晩、元容徳、申泰英、李鍾贊による会議を開催したが、李鍾贊とヴァン・フリートは野戦部隊投入に最後まで反対し、結論は出なかった。陸軍と国連軍は、大統領命令を受け入れないことで、同じ意見であったといえよう。結局、元容徳は、憲兵や工兵部隊など非戦闘部隊によつて戒厳業務を続けることになった⁽¹⁹⁾。

議員拘束に対して、二八日に国会は釜山市の戒厳令解除を決議し、二九日に副大統領である金性洙は辞表を提出して抗議した⁽²⁰⁾。米大統領であるハリー・トルーマン (Harry S. Truman) は戒厳令を解除することを迫る覚書を六月三日に李承晩に送った⁽²¹⁾。米国と国会の反対によつて、李承晩の立場は危うくなった。

釜山政治波動によつて、韓国陸軍本部ではクーデターを求める声が上がった。総参謀長秘書室長であった安光鎬の回顧によると、六月二、三日に陸軍本部では、事態收拾のために、二個大隊を釜山に送ることについて、総参謀長と総参

謀次長が不参加のまま参謀会議が開催された。この会議には、朴正熙や金宗勉（情報局長）、楊國鎮（軍需局長）、金鍾五（人事局長）などが参加した。それは、李承晩の命令を受け入れたものではなく、二個大隊によって元容徳が率いる憲兵部隊を牽制し、国会議員による決議によって李承晩を失脚させるためであった。²²⁾

しかし、クーデターに反対する者もいたため、参謀会議は分裂し、意見がまとまらなかった。收拾のために金鍾五は、総参謀長の決断を仰ぐことを提案し、まず、総参謀次長である劉載興が会議に呼ばれた。劉載興は、陸軍本部訓令第二一七号に変わりはないことを全員に伝え、二個大隊を釜山に送ることに反対した。さらに、その報告を受けた李鍾贊は劉載興の意見を受け入れ、二個大隊を釜山に送る計画は霧散した。²³⁾ 陸軍幹部の一部はクーデターを計画したが、考え方の相違によって参謀会議が分裂したためにクーデターを起こせなかったといえよう。

国連軍司令部でも軍事力によって内政に干渉し、米国側の要求を李承晩大統領に実行させようとする議論が六月一八日から始まった。しかし、反対意見も多く、内政干渉計画が樹立したのは、七月五日といわれている。しかも、どうしても事態が收拾されない場合においてのみ実行されることになっていた。²⁴⁾ その間に、事態は收拾されていた。議員拘束によって混乱した事態を收拾するために、大統領直選制案と内閣責任制案を折衷した改憲案が作成され、七月四日に国会を通過した。戒厳令は続いたが、これによって一旦事態は收拾され、李承晩の立場は回復した。

大統領と対立したために、七月二二日に李鍾贊は解任され、退役に追い込まれた。八月五日の大統領選挙で再び大統領に当選した李承晩は、軍隊を統制するために反目する三名の大將を順番に要職に付けていった。それは、白善燁（西北派）、丁一權（東北派）、李亨根（中南部派）である。李鍾贊の後任の陸軍総参謀長は、白善燁、丁一權、李亨根、白善燁、宋堯贊（無派閥）が順に就任した。²⁵⁾ さらに、一九五四年五月三日に大統領諮問機関として連合参謀本部（一九六三年五月二〇日に合同参謀本部に組織改編）が設置され、その本部長にも李亨根、丁一權、劉載興（無派閥）、白善燁が順に就任した。²⁶⁾ さらに、特務隊長である金昌龍と憲兵隊長である元容徳は、本来の軍隊の命令系統を無視して、李承晩

が個人的な関係を利用し、直接指示を与えることができた。李承晩は、軍隊内の派閥抗争を利用して、軍隊を統制していたといえよう。

ただし、軍隊内の派閥抗争を利用した統制は、長くは続かなかつた。派閥抗争の末、一九五六年一月三〇日に金昌龍は東北派の將校に暗殺された。また、丁一權（一九五七年一月）と李亨根（一九五九年八月）が次々と退役したため、李承晩政権末期には派閥抗争は解消されていた。政権末期における李承晩の軍隊に対する統制は、以前ほどには作用していなかつたと考えられる。

3. 朴正熙によるクーデター

一九六〇年三月一五日の国会議員選挙の不正に起因する大規模なデモが四月一九日から発生したことによって、二六日に李承晩は大統領辞任の意思を表明し、翌二七日に辞表を国会に提出して、退陣した。その後、許政暫定政権の下で六月一五日に憲法が改正され、八月一三日に議院内閣制である張勉政権が成立したが、一年足らずで約二〇〇〇にも及ぶデモが断続的に行われるほど、不安定な政府であつた。

丁一權や李亨根が退役した後の国軍も、李承晩政権に協力した將校に対する処罰等を求める整軍運動をめぐって分裂していた。整軍運動の賛成派も反対派も左遷されたり、予備役に編入されたりした。李承晩政権で活躍した白善燁は五月三二日、宋堯賛は七月二〇日に退役し、元容徳は七月二八日に解任後、軍法会議で有罪判決を受けた。整軍運動の中心人物である朴正熙や金鍾泌も左遷されたり、予備役に編入されたりした。一九六〇年四月一九日から一九六一年五月一六日までの約一年間で、国防長官は四回、陸軍参謀総長は三回入れ替わつた。四月一九日から一九六一年末まで予

備役に編入された将官級将校は、二二名にもなる。⁽²⁷⁾ 徐々に軍隊内の対立は表面上沈静化していったが、その中でクーデター計画は進行していた。

クーデターの中心勢力となったのは、整軍運動を推進する金鍾泌など陸軍士官学校第八期生出身者である。彼らは、九月一〇日に国防長官である玄錫虎に整軍運動を建議したが、拒否されたためクーデターを決心した。⁽²⁸⁾ 金鍾泌と朴正熙は、第八期生を中心に部隊を動員できる同志を増やしていった。さらに、朴正熙は四月一〇日に陸軍参謀総長である張都英からクーデター黙認の了解を取って、陸軍の中心勢力を味方に引き入れた。

クーデター計画は何度も修正されたが、五月一五日午前九時に陸軍作戦参謀部公式ルートによってクーデター作戦である烽火作戦が発動された。クーデター軍は五月一六日に首都ソウルを占領した。クーデター軍は戒厳令を宣布し、議會を解散させ、最高統治機構として張都英を議長とする軍事革命委員会を設置した。

しかし、このクーデターは失敗する可能性があった。なぜなら、朴正熙に反対する勢力は、陸軍にも国連軍司令部にも存在したからである。まず国連軍指揮下の野戦部隊による反撃が考えられた。しかも、野戦部隊を率いる国連軍司令官であるマグルーダ (Carter B. Magruder) は、クーデター部隊の原隊復帰を一六日に発表しており、クーデターに反対していた。同日、在韓米国外使館もクーデターに反対する声明を発表した。一七日には国連軍司令部によって反撃計画が作成された。しかし、多くの部隊がクーデターを支持した上に、尹潽善大統領が流血を望まないことを各部隊に書簡で伝えたため、反撃が困難になった。反撃の主力となる第一軍司令官の李翰林は一八日早朝にクーデター軍から派遣された憲兵に逮捕された。同日、張勉内閣が総辞職を発表したため、米國務省はクーデターを認めることになり、反撃計画は挫折した。⁽²⁹⁾ 韓国軍は一枚岩ではなかったが、多くの部隊がクーデターを支持していたため、反撃計画は挫折したといえよう。

一八日に軍事革命委員会は、国家再建最高會議に改称し、軍事政權が成立した。政權成立後から朴正熙は、軍隊内の

反対勢力の粛清を始めた。それは、六月一〇日に金鍾泌が中央情報部を創設したことによって、本格的に始まる。中央情報部は、国家再建最高会議の直属組織であり、軍隊から独立した準軍事組織である。中央情報部による最初の粛清対象が張都暎であった。七月三日に張都暎は、国家再建最高会議議長を辞任した。代わって、朴正熙が議長に就任した。さらに、七月九日に張都暎など四五名が反革命行為で拘束されたことが発表された。⁽³⁰⁾一九六一年七月から一九六二年四月まで一四〇名が反革命行為で検挙されたが、九一名が中央情報部によるものであった。しかも、七一名が軍人である。⁽³¹⁾中央情報部によって、朴正熙政権は軍隊内の反対勢力を一掃できたといえよう。

軍隊内の反対勢力を粛清し続けた軍事政権は、二年七ヶ月間続いた。その間、実権のない大統領である尹潁善は一九六二年三月二三日に辞任し、朴正熙は国家再建最高会議議長兼大統領代行に就任した。さらに、民政移管方針によって一九六三年一〇月一五日に大統領選挙が行われ、朴正熙が当選した。国家再建最高会議は一二月一六日に解散し、一七日に国会が復活して、朴正熙は大統領に就任した。

4. 全斗煥によるクーデター

一九七九年一〇月二六日に中央情報部長である金載圭が、朴正熙大統領と警護室長である車智澈を暗殺した。二七日未明に金載圭は逮捕され、非常戒厳令が全国に布かれた。陸軍参謀総長である鄭昇和が戒厳司令官に就任し、保安司令官である全斗煥が戒厳司令官合同捜査本部長に就任して事件の捜査を進めた。

朴正熙政権において国軍以外で武力を持つ中央情報部は、部長が大統領を暗殺したことによって捜査の対象となり、力を失った。⁽³²⁾ただし、国軍も一枚岩ではなかった。国軍では、捜査過程において鄭昇和と全斗煥が対立し始めた。一二

月一二日に部隊を率いた全斗煥は、大統領暗殺に関係した嫌疑で鄭昇和を逮捕した。逮捕の際に銃撃戦となり、全斗煥が率いる部隊は国防部や陸軍本部を占領した。⁽³³⁾

さらに、全斗煥から戒厳司令官逮捕について決裁を求められた大統領代行である崔圭夏が国防長官の承認がないことを理由に拒否したため、全斗煥は国防長官である盧載鉉の身柄も確保した。崔圭夏も盧載鉉も全斗煥の要求を認め、後任の陸軍參謀総長兼戒厳司令官には全斗煥に同調した陸士第八期生出身の李煥性が就任した。⁽³⁴⁾ こうして、全斗煥は実質的に国軍を掌握した。⁽³⁵⁾ のみならず、競合する中央情報部も無力化され、国軍に対抗できる組織もなくなった。

全斗煥が率いた部隊は、陸士第一期生によってつくられた軍内団体である一心会（ハナ会）が中心であった。全斗煥とその次期大統領である盧泰愚もまた第一期生である。第一期生後とそれ以前の陸士生が異なるのは、教育期間である。現在のように教育期間が四年となったのは第一期生からであって、彼らはそれに対する自尊心が高かった。一心会では第一期生以降、一期生ごとに約一〇名程度の学生を選抜して入会させており、一心会員は比較的出世も早かった。⁽³⁶⁾ いわば、全斗煥に従ったのは陸軍のエリート集団でもあり、鄭昇和逮捕後は対立できる派閥もなかった。

ただし、戒厳司令官を逮捕した時点では、全斗煥は軍隊を掌握したのみで、政権を掌握したわけではなかった。一月一二日の鄭昇和逮捕は、クーデター（一二・一二クーデター）といわれているが、クーデターというよりも、軍隊内の粛清と理解できよう。全斗煥が政権を掌握するのは、各地の政治家や学生による政治活動を抑えてからである。一月二日に崔圭夏は正式に大統領に就任し、朴正熙政権期に追放や軟禁されていた学生や政治家を復権する処置を行った。そのため、各地で政治活動が活発となり、デモも増大し始めた。

全斗煥は四月一四日に中央情報部部长に就任し、それらの政治活動も抑制し始めた。さらに、五月一七日に国防部で全軍主要指揮官会議が開催され、戒厳令を全国に拡大する非常戒厳令拡大措置を宣布することを決定した。それは崔圭夏大統領が開催した国務会議でも承認された。一七日二四時に非常戒厳令拡大措置が宣布されると、戒厳司令部は戒厳

布告第一〇号によって、政治活動の禁止と言論の検閲、全大学の休校、ストライキ禁止などを発表した。さらに、国会を占領し、著名な政治家を拘束した。これは五・一七クーデターと呼ばれている。⁽³⁷⁾

軍隊や政府でクーデターに反対する勢力はいなかったが、市民や学生は反発した。民主化の象徴として有名であった金大中の拘束によって、一八日に金大中の勢力基盤である光州市では学生と戒厳部隊の衝突が起こり、翌一九日には市民と戒厳部隊の衝突も始まった。二一日には空挺部隊による市民への一斉射撃が始まり、市民は地方の武器庫を襲撃して武装し、対抗した。しかし、一度市外に出て光州市を包囲していた戒厳部隊が二七日に市内に突入し、市民を指揮していた指導者達も射殺され、光州市は鎮圧された。

しかも、光州事件によって、全斗煥の政権掌握が表面化することになる。戒厳業務を強化するために五月三一日に崔圭夏を議長とする国家保衛非常対策委員会が成立した。六月五日には国家保衛非常対策委員会の業務を日常的に遂行するために、全斗煥を委員長とする国家保衛非常対策委員会が成立した。国家保衛非常対策委員会と国家保衛非常対策常任委員会は、形式的には大統領である崔圭夏を補佐する機関であるが、戒厳令下では実質的な権力は国家保衛非常対策常任委員会の委員長である全斗煥が握った。また、国家保衛非常対策委員会は全委員（議長除く）二六名中一六名が現役軍人であり、国家保衛非常対策常任委員会は全委員三〇名中、一八名が現役軍人であった。⁽³⁸⁾ 国家保衛非常対策常任委員会は、実質的に軍事政権であったといえよう。

実質的な権力がなくなった崔圭夏が八月一六日に大統領を辞任すると、八月二二日に退役した全斗煥が九月一日に大統領に就任した。一〇月一七日には憲法が改正されて大統領の任期が七年となり、一九八一年三月三日に全斗煥は新憲法の下で、再び大統領に就任し、五・一七クーデターから一〇ヶ月で名目共に全斗煥は国家権力を掌握したといえよう。

おわりに

本稿では、韓国における三つの事例において、命令系統とクーデターの関係について論じてきた。一九五二年五月二六日の釜山政治波動では、李承晩大統領と国会が対立する中で、大統領が発した戒厳令と議員拘束に反発した軍人がクーデターを起こそうとした。しかし、陸軍参謀本部では、朴正熙などが李承晩大統領に反発してクーデターを主張したものの、劉載興などが李承晩大統領と対立しながらも中立を守ろうとしたため、意見がまとまらなかった。さらに、総参謀長である李鍾賛も、中立を守ろうとしたため、クーデターを起こせなかったのである。軍隊内の対立が、クーデターを不可能にしたといえよう。これは、「①軍隊内の派閥抗争」が、軍隊の政治介入を抑制したと考えられよう。実際に李承晩は、その後も軍隊内の派閥抗争を利用しながら、軍隊を統制していった。

一九六一年五月一六日の朴正熙によるクーデターでは、デモの多発によって政府が機能せず、整軍運動をめぐる対立で国軍も分裂し、賛成派も反対派も没落する中で、賛成派が中立的な軍人を巻き込んでクーデターを起こした。「①軍隊内の派閥抗争」は残っていたが、中立的な軍人も含んだ多数派によるクーデターであったため、成功したと考えられよう。

ただし、軍隊内の対立が残されたままクーデターを起こしたため、反撃される可能性が十分にあった。実際に、「③軍隊に対抗できる組織」としての国連軍司令部による反撃計画は存在した。それが、実行されなかったのは、傘下の韓国軍部隊の多くがクーデターに賛成したことが要因である。クーデターに賛成した軍人が、反対した軍人よりも多かったことがクーデターを成功に導いたといえよう。

しかし、軍隊内に反対派は残っていたので、朴正熙はクーデターによって政権を掌握した後に、中央情報部を創設することによって、反対する可能性のある軍人を粛清していった。「③軍隊に對抗できる組織」を創設することで、軍隊内の派閥抗争がなくなっても、軍隊を掌握できるようにしたといえよう。しかし、派閥抗争が残されたまま成立した軍事政権は、当初は不安定であり、新憲法による民政移管までには二年七ヶ月がかかった。

一九七九年一月二日の全斗煥によるクーデターは、朴正熙大統領暗殺の捜査過程において、全斗煥が対立している鄭昇和を武力で逮捕したことによる。ただし、これはクーデターというよりも、軍隊内の粛清と理解できよう。全斗煥が率いる一心会は軍隊内のエリート集団であり、鄭昇和逮捕後に対立できる派閥はなかった。また、軍隊に對抗できる中央情報部は朴正熙暗殺によって捜査の対象となつて無力化されていたため、全斗煥は国軍を含めたすべての武力を掌握した。そのため、「①軍隊内の派閥抗争」と「③軍隊に對抗できる組織」がなくなり、クーデターが可能な状態になったといえる。

実際に全斗煥が政権を掌握したのは、一九八〇年五月一七日に非常戒厳令拡大措置を宣布したことによる。その措置に反対する民間人を武力で抑え込んだ光州事件を経た後に、国家保衛非常対策常任委員会が設置され、軍事政権が成立した。すでに軍隊内の粛清は終わっており、全斗煥は軍隊を掌握していたので、政府や軍隊内で反対するものはほとんどいかなかった。そのため、新憲法下で全斗煥が大統領に就任して、民政移管に至るまでは一〇ヶ月しかかからなかった。

以上のように、三つの事例から、「①軍隊内の派閥抗争」と「③軍隊に對抗できる組織」が、クーデターを抑制する要因として作用していたことが分かる。釜山政治波動や全斗煥のクーデターでは、「①軍隊内の派閥抗争」または「③軍隊に對抗できる組織」があれば、クーデターが抑えられ、なければクーデターを抑えられなかった。ただし、朴正熙のクーデターからも理解できるように、「①軍隊内の派閥抗争」や「③軍隊に對抗できる組織」がクーデターを抑えら

れるとは限らない。朴正熙のクーデターでは、「①軍隊内の派閥抗争」や「③軍隊に対抗できる組織」も存在したが、クーデターそのものは抑えられなかった。

ただし、朴正熙のクーデターでも「①軍隊内の派閥抗争」や「③軍隊に対抗できる組織」によって、クーデターが失敗する可能性はあったし、またクーデター後の軍隊掌握のために長い時間がかかった。「①軍隊内の派閥抗争」や「③軍隊に対抗できる組織」は、たとえクーデターそのものを抑えられなくても、クーデターに一定の支障を与えていることは理解できる。軍隊の命令系統の分割が、クーデター発生を抑える要因として作用していることは明らかであろう。

注

- (1) 軍事政権の定義は曖昧であるが、ここでは Military Junta として、軍幹部が構成する委員会や評議会などによって成り立つ政権の意味で使いたい。
- (2) Samuel P. Huntington, "Civil-Military Relations," David L. Sills and Robert K. Merton eds., *International encyclopedia of the social sciences*, Vol.2, (New York: The Macmillan Company & The Free Press, 1968), p.493.
- (3) Samuel E. Finer, *The Man on Horseback: The Role of The Military in Politics*, 2nd, enlarged ed., (Harmondsworth, Middlesex: Penguin Books, 1976), p.141.
- (4) Amos Perlmutter, *The Military and Politics in Modern Times: on Professionals, Praetorians, and Revolutionary Soldiers*, (New Haven: Yale University Press, 1977), p.12.
- (5) Eric A. Nordlinger, *Soldiers in Politics: Military Coups and Governments*, (Englewood Cliffs, N.J.: Prentice-Hall, 1977), p.65.

- (6) Finer, *op. cit.*, p.141.
- (7) 例えば、一九三六年の日本における二・二六事件が未遂のクーデターに終わったのは、陸軍の皇道派がクーデターに同調しても、同じ陸軍の統制派が同調しなかったことに要因の一つがあると考えられる。参謀本部の統制派幕僚は、クーデターを起こした部隊を武力鎮圧する準備を進めていた。統制派幕僚の動きについては、李炯喆『軍部の昭和史(上)——合法的・間接支配への道』(日本放送出版協会、一九八七年)、一三九—一四〇頁。
- (8) ただし、派閥によって軍隊が分裂していることは、むしろクーデターを誘発することがある。二・二六事件が起こったのも、もともと軍隊内の人事で統制派が皇道派を追いつめたことに要因の一つがあると考えられている。二・二六事件と軍隊内の人事の関係については、五百旗頭真『陸軍による政治支配——二・二六事件から日中戦争へ』三宅正樹編集代表『大陸侵攻と戦時体制(昭和史の軍部と政治2)』(第一法規出版、一九八三年)、一〇—一二頁。
- (9) Samuel P. Huntington, *The Soldier and the State: the Theory and Politics of Civil-Military Relations*, (Cambridge, Mass.: Belknap Press of Harvard University Press, 1957), p.82
- (10) *Ibid.*
- (11) Morris Janowitz, *Military Institutions and Coercion in the Developing Nations*, (Chicago: University of Chicago Press, 1964, expanded edition, 1977), p.115.
- (12) 宮本悟「北朝鮮における政軍関係——なぜ北朝鮮の軍人はクーデターを起こさなかったのか?」『年報政治学』(二〇〇五年第二号)、二〇〇六年三月、一九五—二一五頁。
- (13) 「大韓民国合同参謀本部」 <http://www.jcs.mil.kr> (二〇一二年六月二八日アクセス)
- (14) 韓銘源『南北朝韓の創軍：米ソの役割を中心に』(남북한의 창군: 미·소의 역할 중심으로)』(ソウル「서울」)「서울」(二〇〇八年)、一八四頁、韓銘源『創軍』(ソウル「서울」)「서울」(二〇〇八年)、一〇四—一四〇頁。
- (15) 国史編纂委員会編『資料大韓民国史』第二五卷(果川、国史編纂委員会、二〇〇七年)、四五〇—四五二、四七三—四七五頁。
- (16) 同上、四五二—四五三頁。
- (17) 同上、四三七—四三八頁。

- (18) 同上、四四八―四四九頁。
- (19) 姜声才『真の軍人 李鍾贊將軍(참군인 이종찬 장군)』(ソウル「서울」、東亜日報社、一九八六年)、七四―八一頁。
- (20) 国史編纂委員会、四六三、四七五―四七六頁。
- (21) 同上、五三七頁。
- (22) 姜声才、九一―九三頁。
- (23) 同上。
- (24) 『韓米秘史一九五二―五四年米国務省極秘文書三〇年ぶりに公開(한미비사 1952-54년 미국무성 극비문서 30년 만에 공개)』①④、『中央日報』一九八四年六月八―十一日。
- (25) 一九五六年二月二〇日に大統領令第一二二九号によつて、総參謀長は、參謀總長に改称された(李殷鳳、曹福紘『建軍五〇年史』ソウル「서울」、国防軍史研究所、一九九八年、一四九頁)。
- (26) 韓鎔源『韓国の軍部政治』(ソウル「서울」、大旺社、一九九三年)、一七一―一七二頁、姜声才、一三六頁。
- (27) 韓国革命裁判史編纂委員会編『韓国革命裁判史』第一卷(ソウル「서울」、韓国革命裁判史編纂委員会、一九六二年)、九一―七頁。
- (28) 同上、九一六―九一七頁。
- (29) 韓国軍事革命史編纂委員会編『韓国軍事革命史』第一輯、上卷(ソウル「서울」、国家再建最高會議、一九六三年)、二四八―二六九頁。
- (30) 韓国革命裁判史編纂委員会編、一〇一三―一〇一四頁。
- (31) 韓国革命裁判史編纂委員会編、第五卷、七八六―七八九頁。
- (32) 鄭昇和『12・12事件 鄭昇和は語る(12・12 사건 鄭昇和는 말한다)』(ソウル「서울」、カチ「카치」、一九八七年)、七一―七五頁。
- (33) 『東亜日報』一九七九年二月一三日。
- (34) 同上。
- (35) 鄭昇和、一八一―一九九頁。

- (36) 張泰玩 『12・12クーデターと私 (12・12 쿠데타와 나)』 (ソウル「서울」、明成出版社、一九九三年)、三一―三四頁。
- (37) 韓鎔源 『韓国の軍部政治』、三八―三八二頁。
- (38) 『東亞日報』 一九八〇年五月三十一日、一九八〇年六月五日。